

「新潟県がん対策推進条例」に係る県施策の実施状況（令和5年度）

該当条項	施策名	施策の内容	県の取組状況・実績
第9条	がん情報の収集及び提供	○がん医療に資する情報収集及び分析、情報提供	○がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づき、病院及び指定診療所からがん罹患情報等の届出を受け、データベースの整備及び情報の利用提供を行った。 ・県内がん登録数21,356人、届出機関数142機関（令和2年標準集計） ・がん情報の提供数6件 ○相談窓口や支援制度等の情報を掲載したがんサポートハンドブックを作成し、がん診療連携拠点病院等を通じてがん患者へ配布するとともに、県ホームページに掲載した。 ・配布部数計5,600冊
第10条	がんの予防及び早期発見の推進	○生活習慣や生活環境等がんの罹患の要因排除のための正しい知識の普及 ○受動喫煙施策の推進 ○がん検診受診率の向上 ○関係者の資質向上	○健康立県ヘルスプロモーションプロジェクトにより「食生活」「運動」「デンタルケア」「たばこ」「早期発見・早期受診」の5つのテーマ別にプロモーションを展開した。 ・健康立県にいがたヘルスプロモーションプロジェクト推進会議 年1回開催 9～11月強化月間 ・がん検診受診率向上のための市町村情報交換会 開催数1回、参加者数33人
第11条	質の高いがん医療の提供	○がん診療連携拠点病院等の整備の推進及び機能の強化 ○がん診療連携拠点病院等とその他医療機関の相互の連携及び協力の推進 ○医療機関におけるがん医療の体制強化の支援	○がん診療連携拠点病院の相談支援センターや施設・設備等に係る経費について補助金を交付した。 ・計8病院
第12条	医科歯科連携の推進	○医科及び歯科の医療の連携の推進	○医療機関の連携による医科歯科連携ができる人材の育成や地域における連携体制整備を新潟県歯科医師会に委託して実施した。 ・R5実績 研修会3回、参加者50人 協議会2回、参加者34人
第13条	女性に特有のがんに係る対策の推進	○女性に特有のがん予防の知識の普及 ○治療を受けやすい環境の整備	○若年女性に向けて子宮頸がん検診及びHPVワクチン接種に関する啓発リーフレットを配布した。 ・配布数20,000枚、配布先 県内109高校
第14条	小児がんに係る対策の推進	○小児がん患者の実態の把握及び患者の教育に係る環境の整備	○小児がん患者の実態 ・令和2年新潟県がん登録に基づく14歳以下の罹患患者数 38人 ○小児がん患者を含む小児慢性特定疾病児童等の就園・就学、学校生活に関する相談対応を難病相談支援センターに委託して実施した。 ・R5相談実績 就園・就学48件 園・学校生活110件

該当条項	施策名	施策の内容	県の取組状況・実績
第15条	消化管のがんに係る対策の推進	○生活習慣が消化管のがんの発病に及ぼす影響に関する調査	○県民の生活習慣の状況を把握するため、県民健康・栄養実態調査を実施した。 ・回答者数 1,003人 ・調査項目 食生活、運動、飲酒、喫煙、歯の健康、がん検診の受診状況等
第16条	骨髄移植の推進	○骨髄バンク事業の普及 ○骨髄提供希望者の登録受付業務	○10月の骨髄バンク推進月間にあわせて、市町村、中学・高校・専修学校等94箇所に啓発ポスター等を配布するとともに、県広報番組等で周知・広報を行った。 ○県内7保健所で骨髄提供希望者登録を実施した。
第17条	緩和ケアの充実	○緩和ケアに関する専門知識及び技能を有する関係者の育成 ○在宅緩和ケアを受けることのできる体制づくりの支援 ○緩和ケアに関する関係機関等の連携の強化	○病院におけるがん診療に携わる医療従事者への研修を実施した。 ・緩和ケア研修会 開催回数10回、総受講者数216名 ・在宅緩和ケア研修会 開催回数1回、総受講者数88名 ・新潟県緩和ケアチーム研修会 開催回数1回、総受講者数84名
第18条	在宅医療の推進	○がんに係る在宅医療の推進	○県内各地域への在宅医療推進センター整備による、在宅療養者に対するがん診療を含む在宅医療の提供体制を整備した。 ○在宅緩和ケア研修会 開催回数1回、総受講者数88名
第19条	後遺症対策の推進	○がんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を生じている者の療養生活の質の維持向上	○全国知事会などを通じて、がん患者の療養生活に係る経済的な支援や、治療に伴う外見（アピアランス）の変化を補い、苦痛を軽減するための補整具購入費の助成制度の創設、小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の拡充などを国に要望した。
第20条	患者団体等の活動支援	○がん患者及びその家族等で構成される民間団体の活動の支援	○新潟日報社と共催したがん対策事業において、がん患者会コーナーを設置し、患者会の活動の場の提供及び患者会同士の連携を推進した。 ・来場者数210人、参加団体数6団体
第21条	がん教育の推進	○学校その他の教育機関において、児童・生徒等が発達段階に応じて正しい知識の習得やがん予防及び早期発見への関心を深めるための教育の実施	○がん教育に携わる教職員の資質の向上を図るため「がん教育指導者研修会」を実施した。 ・受講者数42人 ○学校における効果的ながん教育を推進するため、がん専門医、がん経験者等を掲載した「がん教育外部講師リスト」を作成し、学校へ配付した。 ・活用数17校・児童生徒1,080人受講
第22条	県民運動の推進	○がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるため、がん征圧月間を設けた広報活動の実施	○9月のがん征圧月間から10月の間において、県・市町村・関係団体と連携したがん検診一斉広報を実施した。 ・広報協力依頼機関数 30市町村、13保健所、11団体（医師会等）